

第6回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年11月27日(木) 午後2時30分より

会議の場所 高山市民文化会館 4-7会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議第27号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 4 | 議第28号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 5 | 議第29号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第30号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第31号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、車戸明良、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

振興主事 中田義博
農地主事 清水一徳
書記 脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、
柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
書記 山内一弘

職務代理	<p>ただいまより第6回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員から欠席の報告がありませんのでよろしくお願い申し上げます。また、伏見事務局長・林事務局次長・山内書記からそれぞれ公務により遅れ又は欠席の報告がありましたのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日出席委員は 36 名中 36 名でありますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>皆様ご苦労さまです。</p> <p>先般の研修会につきましては、多数の参加をいただきありがとうございました。</p> <p>本日、午後から役員会としまして議会の文教産業委員会の皆様と今年で3回目となる意見交換会を開催いたしました。</p> <p>建議に対します議会対応等幅広く意見交換会を行うことができましたが時間がたりませんでした。また、委員会の皆様には今晚の会にも同席していただきますので、意見交換の場としていただきたいと思えます。</p> <p>12月には衆議院の解散選挙が行われますが、私的には「今回は、農家ほったらかし解散」でないかと思えます。マニフェストでは、どの党も「米は守る」といっていますが、どのようにするか具体策がなく不明確であります。</p> <p>今会議をもって今年を締め括りますが今年度は委員の改選期でもありました。次年度に向け皆様方のますますの活躍をお願いいたします。</p> <p>本日も多数の議案が上程されております。総会議案及び協議会について慎重なご審議をお願いいたします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p>

(憲章朗唱)

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 11番 下田初秋 委員と、14番 野村光吉 委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
前回、委員に関する議事案件について退室をしないで、審議をできないかということについて、検討をして頂いておりました。
今回、議事参与の制限ということで、皆様方にお諮りをいただきましたのでお願いします。
では事務局の説明を求めます。

船坂書記 農業委員会等に関する法律第24条において議事参与の制限が規定されております。内容はお手元に配布させていただいております。

これまで当農業委員会では関連案件のある委員と審議する委員の両者の立場を考慮し、関係委員に退室を求めてきました。

委員関連案件がある場合、関係委員が退室をせず審議を行うことも可能ですが、この場合は事前に関係委員に議事参与できない旨を告げることはもとより、これまでの賛否を問う方法も検討し

議事に参与していないことが明白となるよう考慮することが必要であると考えます。

いずれにしても、両者の立場等を考慮し、委員皆様の総意によって決定していただくことが最善であると考えます。

議長 ただ今の説明により、議事参与の制限については、退室をしないでもよいが、意見をいう事は出来ないし議決権もないということではよろしいかお諮りします。異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、次に

議長 日程第3 議第27号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 まずはじめに、議案書の訂正をお願いします。

2Pの4条1番 転用面積 0.68 が誤りで 68 が正しいものです、これに伴い、3Pの合計欄 田 2,017 m²、計 4,276 m²に修正されます。

お詫びして訂正させていただきます。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、5件の上程となります。

1番・2番は交換のため、下切町地内の案件で、北部になります。1番については、畑 1筆 74 m²、2番は、畑 1筆 143 m² の交換になります。1番の受人の耕作面積は10,236 m²で、作付けについては露地野菜、2番の受人の耕作面積は12,072 m²で、果樹の予定です。

3番・4番は、丹生川町地内の案件になります。3番4番は親子関係になります。田 1筆 2,550 m²を賃貸借契約し規模拡大するものです。4番は、畑及び現況畦畔で2筆 969 m²を取得し規模拡大するものです。受人の耕作面積は4,350 m²で、

作付けについては水稻の予定です。

5番は、清見町地内の案件になります。田7筆 6, 279㎡を親子間で贈与するものです。受人の耕作面積は13, 670㎡で、作付けについては水稻の予定です。

以上、5件、田8筆、畑4筆、現況畦畔の原野1筆 合わせて13筆、10, 015㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 他にご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第4 議第28号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は13件の上程です。

1番は下切町の案件です。田1筆 2, 089㎡の一部について、営農型太陽光発電施設としての申請です。一時転用の面積は、支柱による転用面積となり、68㎡です。すくなかぼちの作付予定で、県 営農課への相談と、生産組合への相談の上計画を立てています。一時転用となりますので、3年後には、更新手続きが必要となります。

2番は赤保木町地内の案件です。田3筆のうち 279㎡について、自宅の農家住宅に転用目的です。既転用となっており、追

認を求め申請されたものです。

3番は新宮町地内の案件です。車検場口近くです。田1筆 285㎡を自己の住宅とする転用申請です。

4番は新宮町地内の案件です。田1筆 62㎡を農家住宅にするための転用申請です。平成6年ごろから既転用のため、追認を求めるものですが、さらに一部が農振農用地に入ってしまったため、現在並行して農振除外の手続きをしていたものです。

5番は松之木町地内の案件です。畑1筆 62㎡を住宅の倉庫とする申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

6番は漆垣内町地内の案件です。田1筆 718㎡を建築業の駐車場とするための転用申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

7番は漆垣内町地内の案件です。畑2筆 258㎡を倉庫に転用する申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

8番は石浦町1丁目地内の案件です。畑1筆 195㎡を植林する目的での申請です。既に一部山林化しており、隣接地も山林となっているためやむを得ないものと思われます。

9番は丹生川町地内の案件です。畑1筆 890㎡を倉庫・駐車場にするための転用申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

10番は丹生川町地内の案件です。畑1筆 266㎡を車庫・倉庫にするための転用申請です。平成4年ごろ既転用のため、追認を求めるものです。

11番は清見町牧ヶ洞地内の案件です。田1筆 568㎡を住宅とする申請です。農振農用地なので、除外手続きをしたものです。

12番は一之宮町地内の案件です。田1筆 37㎡を農機具・資材置場に転用する申請です。農振農用地なので、除外手続きをしたものです。

13番は奥飛騨温泉郷 平湯地内の案件です。畑4筆 611㎡を旅館業の倉庫と駐車場とする申請ですが、既転用となっているため、追認を求めるものです。

以上、13件、田9筆、畑10筆 計19筆で 計 4208.68㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第5 議第29号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。除外手続き中の案件については、除外認定後の許可となります。

本日は、13件の上程となります。

①②③番は委員関連となります。関係委員は議事参与できませんのでご了承ください。

1番は、西之一色町3丁目地内の案件です。田1筆、299㎡について、使用貸借により転用して個人住宅にするものです。

2番は、西之一色町3丁目地内の案件です。田1筆 3.91㎡について、既に隣人の庭地となっているため追認を求めるものです。

3番は、西之一色町地内の案件です。2人の所有するそれぞれの田 329㎡の一部、田 155㎡の一部について、災害による河川工事のための進入路として、一時転用するものです。転用期間は来年の3月20日までの短期間です。

まずは 以上の3件、田4筆、467.11㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 1 番から 3 番までのただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 他にご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、引き続き事務局の説明を願います。

池田書記 4 番は、岡本町 4 丁目地内の案件です。田 1 筆 5 2 m²、について、個人住宅に転用するものです。受人の所有する隣家と一体となって転用されていたため、追認を求めるものです。

5 番は、下林町地内の案件です。田 2 筆 4 6 4 m²について、使用貸借により個人住宅とするものです。農振農用地なので、除外手続きをしたものです。

6 番は、漆垣内町地内の案件です。田畑 2 筆 1 5 8 m²を、使用貸借により個人住宅とするものです。農振農用地なので、除外手続きをしたものです。

7 番は、山口町地内の案件です。こちらは、畑 1 筆 4 5 9 m²を、太陽光発電施設とする申請です。これは恒久転用です。

8 番は、桐生町 4 丁目地内の案件です。こちらは、田 1 筆 3 3 4 m²を、個人住宅の目的で申請するものです。

9 番は、丹生川町地内の案件です。3 条案件の隣になります。こちらは、畑 1 筆 3 3 4 m²を、農機具倉庫に転用する申請です。

1 0 番は、国府町三日町地内の案件です。畑 1 筆 2 1 7 m²について、市が文化財保護のための管理地として、取得するものです。地域で古墳保存されてきたところです。

1 1 番は、国府町今地内の案件です。田畑 3 筆 7 8 7 m²について、資材置場として転用する申請です。

1 2 番は、国府町山本地内の案件です。こちらは、畑 1 筆 4 5 9 m²を、太陽光発電施設に転用するものです。事業変更で出る案件とセットになります。

1 3 番は、奥飛騨温泉郷地内の案件です。こちらは、田 1 筆 7 9 m²を、取得して貸駐車場に転用するものです。

以上、4 番から 1 3 番まで 1 0 件、田 8 筆、畑 6 筆、合わせ

て14筆、
3,343㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 他にご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6議第30号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記 本日は2件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番は 岡本町1丁目地内の案件になります。変更申請については、当初申請者が、昭和59年7月、4条の農地転用により、農業用倉庫、駐車場として許可を受けていましたが、結局、自宅の庭地としていたため、今回正式に目的を変更するため申請となりました。

2番は 国府町山本地内の案件になります。変更申請の理由は、平成15年3月、5条により資材置場の許可を受けましたが、その後、何ら着手されず、今回、目的を変更して太陽光発電施設にしたいとの申請です。なお、農地性を残したままの変更申請のため、先ほどの5条12番の申請がセットとして必要となりました。

以上2件につきまして、ご審議願います。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、意見なしといたします。

議 長 日程第7 議第31号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は3件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)、水稲の経営をしており、田1筆1, 281㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草の生産を行うものです。

2～3番について、認定農業者である借人は施設園芸(トマト)、露地野菜の経営をしており、田10筆4, 537㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、露地野菜(にんにく、玉ねぎ)を生産するものです。

以上、3件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第6回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時25分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

下田 初秋 委員

野村 光吉 委員
